

分譲申し込みについて

S * m i l e タウンはやまの分譲をご希望の方は、別紙分譲要項をご理解のうえ、分譲申し込みして下さい。（お申込みはお一人様1区画となります。）

●申込者の受付及び決定

先着順に受付し決定します。

同時刻に複数申込みがあった場合は、後日抽選により決定します。

●申込先 村山市財政課（村山市役所 2F）

●申込時の必要書類

- | | |
|--------|----------------|
| ①分譲申込書 | ②資金計画書 |
| ③住民票謄本 | ④給与証明書又は所得証明書等 |

●申込者の資格

①分譲宅地の契約の日から起算して3年以内に住宅を建築し、自ら居住できる方とします。

②申込者又は現に同居し、若しくは同居しようとする者が暴力団員等ではない方。

●契約の締結

①分譲宅地の契約の締結は、確定測量完了後となります。

また、申込決定通知の日から6カ月以内に契約締結してください。

②契約時に契約者が持参するもの

- ア．契約書に貼る収入印紙
- イ．印鑑（登録済みのもので共有の場合は各々）
- ウ．印鑑登録証明書（共有の場合は各々）
- エ．移転登記申請時の登録免許税

●買い戻し特約

分譲宅地の契約締結の日から起算し5年間の買い戻し特約を設定させていただきます。

●分譲代金の支払い

分譲宅地の契約の締結の日から原則30日以内に全額納入していただきます。

●所有権移転登記

所有権移転登記等の手続きは、市で行います。

●その他

①分譲申込者は買主として分譲宅地の契約を締結します。

②分譲申込者が決定後、その権利を第三者に譲渡することはできません。